上場適格性に重大な懸念が生じる企業内容の変更に係る審査制度の新設等について

２０２６年１１月２７日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ　趣旨

近年、上場後において、投資物件としての上場適格性に重大な懸念が生じるような企業内容の変更を行う事例が発生していることを踏まえ、株主・投資者保護及び市場の信頼性維持の観点から、こうした場合における審査制度を新設することとします。

あわせて、流通株式比率に関する上場基準について、上場株券等以外に議決権付株式を発行している場合には、上場株券等の数に代えて、議決権の数を基礎として算定することとするなどの見直しを行います。

Ⅱ　概要

項　　目	内　　容	備　　考
１．上場適格性に重大な懸念が生じる企業内容の変更に係る審査制度の新設	・　上場会社において、経営体制、大株主の状況、事業内容等の企業内容の変更が生じる場合であって、それによって上場適格性に重大な懸念が生じると当取引所が認めるときは、新規上場審査に準じた審査を行うものとします。 ・　１年以内に新規上場審査に準じた審査により上場適格性が認められない場合には、当該銘柄の上場を廃止します。	※ 上場適格性に重大な懸念が生じるような企業内容の変更についての審査制度を設けることで、こうした事例の牽制・未然防止を図る趣旨です。 ・　上場適格性に重大な懸念が生じると当取引所が認めるときとは、例えば、以下のような場合が想定されます。 ①　上場会社において、新たに大株主となった者によって、取締役等が派遣され、従来の事業と関連性に乏しい新たな事業が開始されるなどの複合的な変化が生じることにより、内部管理体制の有効性や企業経営の健全性、企業の継続性・収益性、公益・投資者保護等に重大な懸念が生じる場合

項　　目	内　　容	備　　考
		（上場会社の現況（上場廃止基準（債務超過、時価総額基準等）への抵触状況、経営成績及び財政状態）、新たに大株主や取締役となった者の属性、新たに開始する事業の事業基盤の状況や事業計画の合理性を総合的に勘案するものとします。） ② 上場会社が新たな事業を開始することにより、売上等の大半を占める事業の性質が著しく変化することが見込まれる場合であって、転換後の事業のビジネスモデル等を踏まえると、企業の継続性・収益性等に重大な懸念がある場合 （新たな事業への先行投資等によって生じる赤字等をもって重大な懸念があると認定するものではありません。） ・ 上場会社の健全な事業活動等を阻害することがないよう、上場適格性に重大な懸念が生じない企業内容の変更は当該制度の対象とはなりません。 ・ なお、上場適格性に重大な懸念が生じると当取引所が認める場合に該当するか否かは、事前相談等を通じて、原則として、変更に係る決議前に上場会社に伝達するものとします。 ・ そのうえで、変更に係る決議が行われ、上場適格性に重大な懸念が生じると当取引所が認めた銘柄については、新規上場審査に準じた審査により上場適

項　　目	内　　容	備　　考
		格性の有無が確認できるまでの間、監理銘柄（審査中）に指定し、投資者への周知を図ることとします。 ・　新規上場審査に準じた審査は、上場会社の申請に基づき行うものとしますが、幹事取引参加者が作成した「上場適格性調査に関する報告書」の提出は求めないこととします。 ・　また、新規上場審査に準じた審査において上場適格性が認められた場合においても、適合したことを確認した日から５年間は、適合後において追加的に企業内容の変更が生じた場合など、当取引所が必要と認めるときは、企業内容等の状況に関して報告を求めることができるものとします。
２．上場株券等以外に議決権付株式を発行している場合の流通株式比率に関する上場基準の取扱いの見直し	・　上場株券等以外に議決権付株式を発行している上場会社に対する流通株式比率基準の適用においては、上場株券等の数に占める流通株式の数の比率に代えて、次の算式により流通株式比率を算出するものとします。 （Ａ－Ｂ）÷Ａ（％） Ａ　上場会社の議決権の総数 Ｂ　上場会社が発行する議決権付株式のうち、流通性の乏しい株式に係る議決権の数	※　流通株式比率基準は、コーポレート・ガバナンスの観点から、いわゆる安定株主以外の議決権保有比率を一定程度確保することを求める趣旨の基準ですが、近年、大株主から上場株券等を取得・消却したうえで、議決権を有する非上場の種類株式を当該株主に発行することで基準への適合を図る事例が発生したことを踏まえ、一部取扱いの見直しを行うものです。 ・　なお、上場株券等以外に議決権付株式を発行していない場合については、従前どおり、上場株券等の数

項　　目	内　　容	備　　考
		に占める流通株式の数の比率で算出する取扱いに変更ありません。 ・　また、複数の種類の議決権付株式を発行している会社であって、議決権の少ない株式を上場している場合には、流通株式比率に関する基準は従前どおり適用されません。
３．その他	・　その他所要の改正を行います。	・　流通株式の計算上、短資会社が所有する株式については、その業態や株式保有の性質を踏まえ、流通株式として取り扱うこととする（ただし、上場株券等の１０％以上を所有する場合を除く）などの見直しを行います。

Ⅲ　実施時期（予定）

・２０２７年３月を目途に実施します。

・１．に関しては、施行日以後に決定・発生する経営体制、大株主の状況、事業内容等の企業内容の変更から適用します。

・２．に関しては、上場維持基準については、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用します。新規上場基準については、施行日以後に新規上場申請等を行うものから適用します。

以　上